

教育実習の受け入れについて

1 教育実習生の人数・申込時期等

- (1) 各教科1名を原則とする。
- (2) 申込みは、実施する前年の6月末までにすること。
- (3) 事前に電話連絡をしたのち、本人が来校し、教頭、教務主任等の面接を受け、本校所定の「教育実習願書」を提出する。

2 実習許可の資格・条件

本校で教育実習を希望する者は、原則として次の各号を満たす者でなければならない。

- ① 本校の卒業生で在籍する大学に付属中学校・高等学校がない場合
- ② 本人の資質が健全な者
- ③ 将来教員になる意志の強固な者
- ④ 本校の指定する期間（6月第1月曜日から2週間又は3週間以内）に実習可能な者
- ⑤ 実習希望教科の内諾を得た者
- ⑥ 麻しんワクチンの予防接種を受け、麻しんに対する免疫が認められる者

3 実習の内諾とその後の手続き

- (1) 教育実習の内諾は、校長が与える
- (2) 内諾を与えられた者は、所属大学からの「教育実習許可願」（依頼書）を本校校長あてに提出する（返信用封筒、切手貼付）。
- (3) 本校より教育実習の受け入れの可否について大学へ通知する。

4 その他

実習生は本校の指定する日（実習開始日前の直近の金曜日）に来校し、実習についての打ち合わせを行うこと。